

社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(沿革) 令和 2年 3月 24日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬を支給するものとする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間18万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が出張する場合は、事務局職員旅費規程を準用し、旅費を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年4月1日施行の本会役員等の報酬及び旅費規程は、令和2年3月31日限りこれを廃止する。

別表1（第3条関係）

役 職 名	単 位	報 酬 額	職務執行の範囲
会 長	非常勤	(日額) 4,500 円	理事会、評議員会、正副会長会議、決裁等の会務、その他用務
副 会 長	非常勤	(日額) 4,000 円	理事会、評議員会、正副会長会議、その他用務
理 事	非常勤	(日額) 3,500 円	理事会、評議員会、その他用務
監 事	非常勤	(日額) 3,500 円	理事会、評議員会、監事会、その他用務
評 議 員	非常勤	(日額) 3,500 円	評議員会
心配ごと相談員	非常勤	(日額) 3,500 円	ケース検討会、各種相談業務
その他の委員	非常勤	(日額) 3,500 円	